

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第1号)

平成22年6月7日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	三 浦 桂 司	議員	4番	一 色 美 智 子	議員
6番	杉 浦 光 男	議員	7番	平 野 龍 司	議員
8番	山 田 英 明	議員	9番	石 橋 敏 明	議員
10番	平 野 敬 祐	議員	11番	村 山 金 敏	議員
12番	安 井 明	議員	13番	松 山 廣 見	議員
14番	榊 原 杏 子	議員	15番	山 盛 左 千 江	議員
16番	伊 藤 清	議員	17番	月 岡 修 一	議員
18番	堀 田 勝 司	議員	19番	坂 下 勝 保	議員
21番	矢 野 清 實	議員	22番	前 山 美 恵 子	議員

2. 欠席議員

5番 中 村 定 志 議員

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
市民生活部長	平 野 隆 君	健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
経済建設部長	三 治 金 行 君	消防長	神 谷 清 貴 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	行政経営部次長	横 山 孝 三 君
		兼秘書政策課長	
行政経営部次長	大 林 栄 美 君	健康福祉部次長	加 藤 誠 君
兼財政課長		兼高齢者福祉課長	
健康福祉部次長	原 田 昇 君	経済建設部次長	鈴 木 重 利 君

兼医療健康課長

経済建設部次長 加藤 慎 君
兼環境課長

総務防災課長 神谷 元弘 君
監査委員事務局長 福井 康夫 君

兼都市計画課長

会計管理者 塚本 邦広 君
兼出納室長

代表監査委員 古橋 洋一 君

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 議席の一部変更について
- (4) 諸報告
- (5) 報告第5号 平成21年度豊明市土地開発公社決算並びに平成22年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告について
- (6) 推薦第1号 農業委員会の委員となるべき者の推薦について
- (7) 議案上程・提案説明
 - 議案第36号 財産の買入れについて(ひまわりバス)
 - 議案第37号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
 - 議案第38号 豊明市税条例の一部改正について
 - 議案第39号 豊明市都市計画税条例の一部改正について
 - 議案第40号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について
 - 議案第41号 豊明市有料駐車場条例の一部改正について
 - 議案第42号 豊明市火災予防条例の一部改正について
 - 議案第43号 平成22年度豊明市一般会計補正予算(第2号)について
 - 議案第44号 平成22年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 議席の一部変更について
- (4) 諸報告
- (5) 報告第5号
- (6) 推薦第1号
- (7) 議案上程・提案説明

議案第 36 号から議案第 44 号まで

(8) 議員派遣の件

午前10時開会

No.2 ○議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 22 年第2回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 22 年豊明市議会第2回定例会を開会いたします。

なお、5番 中村定志議員より今期定例会の欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.3 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

本日、平成 22 年第2回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ご承知のとおり、桶狭間の合戦から 450 年を迎えました。桶狭間古戦場まつりが昨日、一昨日、市内外の皆さんにたくさんお集まりをいただきまして、盛大に開催することができました。

この記念すべきまつりが、豊明市の歴史、文化、暮らしを中心とした新たなまちづくり、あるいはまつりづくりに一歩踏み出すような形になったということは、本当に成功裏に終えることができたたまものであると、このように考えております。心から関係各位に御礼を申し上げる次第であります。

さて、本定例会に提出をさせていただきました議案は、補正予算を始め 11 議案でございます。いずれも重要案件でございますので、慎重審議を賜りまして、全案件ともお認めをいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ですが、開会のあいさつとさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

No.4 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等のご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

石橋敏明議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(石橋敏明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今期定例会の運営について、去る6月1日に委員会を開催し協議をいたしましたが、その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせがしてありますので、主な事項についてのみご報告をいたします。

初めに、今期定例会の会議日程につきましては、お手元に配付されておりますとおり、本日から6月25日までの19日間とし、一般質問につきましては、11名の議員より通告がありましたので、6月8日及び10日、11日の3日間を質問日に充て、6月8日及び10日に、それぞれ4名の質問を行い、続いて6月11日に3名の質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。報告案件1件については、理事者より報告を受けた後に質疑を行います。

また、推薦第1号は人事案件でありますので、本日即決することとし、議案第36号から議案第44号までは所管の各常任委員会に付託することといたしました。

また、陳情等につきましては、お手元に配付がされておりますとおり、陳情第2号は総務委員会に、陳情第3号は福祉文教委員会に付託し、その他の1件は参考配付といたしました。

なお、議席の一部変更につきましては、本日の日程3で、議長から諮られる予定でありますので、ご承知おきを願います。

さらに、お手元に配付がされております議員派遣の件につきましては、本日の予定議事の終了後に日程に追加することといたしました。

最後に、議案等の質疑は、同一議員につき、同一議題について、2回以内とし、「議案等質疑に関する事項」を遵守していただくようお願いいたします。

なお、通告期限につきましては、議案等質疑の通告が6月8日の正午まで、委員会付託をされました議案に対する討論の通告が6月24日の正午まででありますので、お間違えのないようにご留意を願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に

従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第81条の規定により、10番 平野敬祐議員と22番 前山美恵子議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月25日までの19日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月25日までの19日間と決定いたしました。

日程3、議席の一部変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしました議席変更表のとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.8 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付をいたしました議席変更表のとおり、議席の一部を変更することに決しました。

ただいま、議席が変更されました議員の方には、直ちに新議席にご着席を願います。

(新議席に着席)

No.9 ○議長(矢野清實議員)

日程4、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.10 ○代表監査委員(古橋洋一君)

おはようございます。

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたの

で、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成22年1月から同年3月の各月末日現在の出納保管の状況を、平成22年2月25日、3月29日、4月26日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査をいたしましたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定例監査等を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、消防総務課・消防署及び土木課を2月に、市民協働課を3月に監査したものでございます。

なお、監査の結果につきましては、2月に実施した消防総務課・消防署においては、展望・防犯カメラ保守点検委託契約において、契約書に不備な点が見受けられたので、留意されたいという件。

土木課においては、排水路改修実施設計業務委託において、地方自治法施行令167条の2第1項第1号を適用し随意契約をされているが、予定価格から見て、第1号の適用は不相当であるので、今後留意されたいという件。

次に、3月に実施した市民協働課において、区長会事業の消耗品(回覧板)の購入において、事務手続に不備な点が見受けられたので、留意されたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされていると認めるものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細については、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

No.11 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情等について報告をいたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、陳情第2号は総務委員会に、陳情第3号は福祉文教委員会に付託し、その他は参考配付といたします。

以上で諸報告を終わります。

日程5、報告第5号を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

神谷総務防災課長。

No.12 ○総務防災課長(神谷元弘君)

それでは、報告第5号 平成 21 年度豊明市土地開発公社決算並びに平成 22 年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告について、ご説明いたします。

これは地方自治法第 243 条の3第2項の規定により、土地開発公社の経営状況を報告するものでございます。

まず、決算からご説明いたします。

2ページの事業報告書をお開きください。

1の総括事項として、平成 21 年度の取得事業はございませんでした。

次に、処分事業として、用地売却原価が1億 4,235 万 7,691 円で、面積 838.77 平米を市へ売却いたしました。

その結果、平成 21 年度末の保有量は、3億 4,085 万 1,528 円で、面積は 1,789.11 平米になりました。

次に、個別の事業についてご説明いたします。

17 ページに、参考資料の平成 21 年度豊明市土地開発公社事業実績がございますので、そちらをお開きください。

処分として、まず都市計画道路用地では、桜ヶ丘沓掛線、栄町内山地内、425.93 平米を1億 1,582 万 9,000 円で市へ売却しました。

次に、道路用地では、阿野 28 号線、阿野町苧外山地内、39.84 平米を 524 万 8,691 円で市へ売却いたしました。

最後の公園用地では、大原公園、栄町大根地内、373 平米を 2,128 万円で市へ売却いたしました。

それでは、3ページにお戻りください。

2の役員会に関する事項をご説明いたします。

平成 21 年度中には、理事会は昨年の5月、9月、本年の3月に3回開催いたしまして、6件の案件をご審議いただきました。

続きまして、4ページをお開きください。

平成 21 年度豊明市土地開発公社決算状況報告書をご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の部からご説明いたします。

これは公社の単年度の経常的な事業活動をあらわしたものでございます。

上段の収入を目の順にご説明いたします。

公有用地売却収益は、昨年9月に事業計画を変更し、桜ヶ丘沓掛線用地と大原公園用地を 5,826 万 8,000 円補正増をいたしました。

そして、先ほどご説明しましたように、市への売却処分による売却益は、1億 4,235 万

7,691 円でありました。

次に、受取利息は、普通預金、定期預金の利息で、9万 7,191 円でありました。

収入の合計として、1億 4,245 万 4,882 円となりました。

続きまして、下段の支出の部に移ります。

公有用地売却原価は、こちらも上段の収入でご説明いたしましたように、事業計画の変更により 5,826 万 8,000 円を補正増いたしました。

この執行額は、収入の公有用地売却収益と同額の1億 4,235 万 7,691 円となりました。

次の人件費は、議員理事への報酬が3万円でありました。

次の経費は、ゴム印を購入して需用費が 992 円で、法人県民税・市民税を納付した公租公課が7万円でありました。

支出の合計として、1億 4,245 万 8,683 円となりました。

続きまして、5ページをお開きください。

資本的収入及び支出の部のご説明をいたします。

これは取得した土地についてあらわしたものです。

最初に、上段の収入からご説明いたします。

借入金は、332 万 7,576 円でありました。

次に、下段の支出についてご説明いたします。

目の5、支払利息は、借入手形は3カ月ごとに更新しますので、その際に支払う利息です。執行額は、361 万 18 円でありました。

次の借入償還金は、事業計画の変更により 5,826 万 8,000 円を補正増いたしました。

そして、1億 4,203 万 9,049 円を償還いたしました。

支出の合計として、1億 4,564 万 9,067 円となりました。

次に、6ページをお願いいたします。

こちらの資金執行計算書は、平成 21 年度中の現金の収入、支出をあらわしたものです。

まず、受入資金として事業収益、事業外収益、長期借入金、前年度繰越金があります。

その計は、1億 6,134 万 3,926 円となりました。

次に、支払資金として、販売費及び一般管理費、公有地取得事業費、償還金があります。

その計は、1億 4,575 万 59 円となりました。

差引として、1,559 万 3,867 円となり、この金額は翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして、7ページをお開きください。

この損益計算書は、平成 21 年度の損益をあらわしたものです。

一番下の当年度純損失をごらんください。

平成 21 年度の純損失は、3,801 円となりました。

次に、8ページをお願いいたします。

資産目録には、資産の部と負債の部があります。

資産の部の区分には、預金、基金、土地があり、合計として、3億 6,644 万 5,395 円となりました。

負債の部の区分には、長期借入金のみでございます。これは、市内金融機関からの借入金です。合計として、3億 4,063 万 5,128 円となりました。

続きまして、9ページをお開きください。

この事業原価計算書は、平成 21 年度末の土地開発公社の保有地の残高をあらわしたものです。

平成 21 年度の事業原価の増額分は支払利息のみで、361 万 18 円となりました。

当年度取得事業原価は、支払利息の 361 万 18 円。

前年度末未処分用地は、昨年度の決算額の4億 7,959 万 9,201 円。

当年度用地売却原価は、1億 4,235 万 7,691 円で、それを差し引きしますと、一番下にあります当年度末未処分用地として、3億 4,085 万 1,528 円となりました。

次に、10 ページをお願いいたします。

貸借対照表には、資産の部と負債の部、資本の部があります。

資産の部には、1、流動資産、2、固定資産があり、資産の合計としては、3億 6,644 万 5,395 円となりました。

負債の部には、1、流動負債、2、固定負債があり、負債の合計としては、3億 4,063 万 5,128 円となりました。

資本の部には、1、資本金、2、準備金があり、資本の合計としては、2,581 万 267 円となりました。

一番下の負債と資本の合計は、3億 6,644 万 5,395 円となり、資産の合計と一致していません。

続きまして、11 ページをお開きください。

このキャッシュ・フロー計算書は、現金の増減を把握するためのものです。

上から事業活動によるもの、投資活動によるもの、財務活動によるものがあります。

それぞれの活動の中で合計することによって、平成 21 年度中の現金の増減をあらわしています。

一番下の現金及び現金同等物期末残高をごらんください。

平成 21 年度末の残高は、559 万 3,867 円となりました。

続きまして、12 ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書は、剰余金をどのように処分したかをあらわしています。

土地開発公社の剰余金の処分方法は、定款の 25 条に規定されています。

平成 21 年度の剰余金は、純損失が 3,801 円生じました。

前年度繰越剰余金 1,581 万 4,068 円から純損失を減額し、翌年度繰越剰余金は 1,581 万 267 円となりました。

次に、13 ページ以降の平成 21 年度決算付属明細書についてご説明いたします。

まず、14 ページをお願いいたします。

平成 21 年度公有用地明細表は、土地開発公社が所有する土地の動きを示すもので、事業用地には大根若王子線、桜ヶ丘沓掛線、大原公園、阿野 28 号線があります。

一番下の合計の右から2番目の欄になりますけれども、期末残高をごらんください。

残高の合計として、3億 4,085 万 1,528 円。面積の合計としては、1,789.11 平米となりました。

次に、15 ページをお開きください。

長期借入金明細表は、事業ごと、借入日ごとに借入先をあらわしています。

平成 21 年度期末残高は、市内金融機関3行から借り入れて、合計3億 4,063 万 5,128 円となりました。

続きまして、16 ページをお願いします。

事業収益明細表及び事業原価明細表は、事業から生じる収益及び費用をあらわしたものです。

一番下の資本金明細表は、出資団体と出資金をあらわしたもので、市から 1,000 万円の出資があることがわかります。

以上で平成 21 年度豊明市土地開発公社の収支決算書のご説明を終わります。

続きまして、19 ページ以降の平成 22 年度事業計画及び収支予算のご説明をいたします。

初めに、20 ページをお願いいたします。

平成 22 年度豊明市土地開発公社事業計画のご説明をいたします。

平成 22 年度も取得事業はございません。

処分事業では、都市計画道路用地 912.6 平米、公園用地 171 平米、合計 1,083.6 平米を予定しております。

この明細は、末尾の 29 ページにございます。

29 ページをお開きください。

この参考資料の平成 22 年度豊明市土地開発公社事業計画は、事業ごとにまとめてあります。都市計画道路用地と公園用地がございます。

都市計画道路用地では、桜ヶ丘沓掛線が 364.78 平米、大根若王子線が 547.82 平米。

公園用地では、大原公園が 171 平米という内訳になっています。

以上で平成 22 年度豊明市土地開発公社事業計画のご説明は終わります。

それでは、21 ページにもう一度、お戻りください。

平成 22 年度豊明市土地開発公社予算のご説明をいたします。

最初に、収益的収入及び支出の予定の収入からご説明をいたします。

第1款 事業収益の第1項、公有地取得事業収益は、先ほど事業計画でご説明しましたように、売却して得られる収益として、1億 2,778 万 4,000 円を計上しています。

第2款 事業外収益は受取利息 11 万 8,000 円、雑収益 1,000 円。合わせて 11 万 9,000 円を計上しています。

収入の合計としては、1億 2,790 万 3,000 円を予定しています。

次に、支出に移ります。

第1款 事業原価の第1項、公有地取得事業原価は、やはり先ほど事業計画でご説明しましたように、1億 2,778 万 4,000 円を計上しています。

第2款 販売費及び一般管理費は、11 万 4,000 円。

第3款 予備費は、5,000 円を計上しています。

支出の合計額として、1億 2,790 万 3,000 円を予定しています。

続きまして、22 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の予定の収入からご説明をします。

第1款 資本的収入の第1項、借入金は、取得事業はございませんが、現在保有している公有用地の借入金に対する利息として、350 万円を計上しています。

次に、支出に移ります。

第1款 資本的支出の第1項、公有地取得事業費は、収入でご説明しましたように、支払利息として 350 万円を計上しています。

次の第2項 償還金は、事業計画でご説明しましたように、処分して得られる収益1億 2,778 万 4,000 円を計上しています。

続きまして、23 ページから 25 ページをごらんください。

ただいま説明いたしました収入、支出の予算の執行計画及び資金計画であります。この詳細は省略させていただきます。よろしく申し上げます。

次に、26 ページをお願いいたします。

この予定損益計算書は、平成 22 年度の土地開発公社の損益をあらわすものでございます。

この計算書には、1、事業収益、2、事業原価、3、販売費及び一般管理費、4、事業外収益があり、先ほどご説明いたしました収入、支出予算と同額となっています。

一番下の欄の当年度純利益は、5,000 円を予定しています。

続きまして、27 ページをお開きください。

この予定事業原価計算書は、平成 22 年度末の土地開発公社の公有地の保有残高をあらわしています。

当年度取得事業原価は支払利息のみですが、350 万円。

前年度末未処分用地は、3億 4,085 万 2,000 円。

当年度用地売却原価は、1億 2,778 万 4,000 円となり、これらを加除しますと、一番下の当年度末未処分用地2億 1,656 万 8,000 円となる予定をしています。

次に、28 ページをお願いします。

この予定貸借対照表には、資産の部と負債の部、資本の部があります。

最初に、資産の部として、1、流動資産、2、固定資産とあり、資産の合計としては、2億 4,216 万 7,000 円となる予定をしております。

次に、負債の部として、固定負債の長期借入金があり、2億 1,635 万 2,000 円となる予定をしています。

最後に、資本の部としては、資本金と準備金があります。

資本の合計は、2,581 万 5,000 円となる予定をしています。

そして、一番下にあります負債と資本の合計2億 4,216 万 7,000 円は、資産の合計と一致しています。

これで、平成 22 年度予算のご説明を終わり、報告第5号のご説明を終わります。

No.13 ○議長(矢野清實議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.14 ○議長(矢野清實議員)

これにて、日程5を終わります。

日程6、推薦第1号を議題といたします。

事務局長をして説明させます。

佐藤議会事務局長。

No.15 ○議会事務局長(佐藤政光君)

推薦第1号 農業委員会の委員となるべき者の推薦についてご説明をいたします。

現在、議会より推薦されました3名の議員の方が、本年7月 19 日をもって辞任されますので、7月 20 日より欠員となります。よって、農業委員会等に関する法律第 12 条の規定により、新たに学識経験者として議会が3名の委員を推薦するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.16 ○議長(矢野清實議員)

お諮りいたします。本案については、12番 安井 明議員、17番 月岡修一議員、19番 坂下勝保議員の3名の方を推薦することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.17 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、農業委員会の委員となるべき者として、12番 安井 明議員、17番 月岡修一議員、19番 坂下勝保議員の3名の方を推薦することに決しました。

これにて、日程6を終わります。

日程7、議案上程・提案説明に入ります。

議案第 36 号から議案第 44 号までの9議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 36 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部長。

No.18 ○経済建設部長(三冶金行君)

議案第 36 号についてご説明をいたします。

財産の買入れについて。

物品名 ひまわりバス。

納入場所は豊明市役所。2台でございます。

買入金額は 3,675 万円でございます。

買入先は、愛知日野自動車株式会社でございます。

契約の方法といたしまして、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号によります随意契約でございます。

この案を提出するのは、公共施設巡回バスを買い入れるために必要があるからでございます。

このバスは、老朽化に伴い買いかえるものでございます。

終わります。

No.19 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 37 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田行政経営部長。

No.20 ○行政経営部長(宮田恒治君)

議案第 37 号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

この案を提出しますのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い必要があるからであります。

従来は、どちらか一方の親にしか育休、部分休が認めていなかった制度を、この法律の改正で配偶者の育児休業等の取得の有無や就業の有無にかかわらず、育児休業、育児短時間勤務、部分休業を取得することができるものとしたことなど、育児休業の取得促進をねらいとした取得制限の緩和を始めとする改正になります。

この法律は、本年6月30日から施行されますので、本条例の一部を改正する条例を提案していくものです。

議案書に基づいて改正の内容を説明していきますが、この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係する2つの条例を、この条例で一度に改正を行っていきますので、ご承知いただきたいと思います。

それでは、議案書を1枚、おめくりください。

まずは、豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、主な改正内容を説明していきます。

上から4行目になります第8条の3は、育児または介護を行う職員について、その請求により早出、遅出勤務をさせることを規定したものです。

第1項及び第2項を改正して、配偶者の就業の状況による請求制限を削除するものであります。

第8条の4は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定したものです。

これに第2項として、新たに3歳未満の子を持つ職員が養育のために請求した場合には、時間外勤務をさせてはならないとする規定を追加するものです。

続きまして、今度は豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これも主な改正内容を説明していきます。

この条例の第2条は、育児休業をすることができない職員についての規定であり、配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無にかかわらず、育児休業をすることができるものとする改正になっていきます。

次に、下から3行目になりますが、第2条の2を追加します。

これは法改正により、子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした職員について、特別の事情がなく、再度の育児休業をすることができるものとされたことを受け、その期間を国と同じ57日と定めるものです。

続いて、最後の行から次ページにかけてになっていきます。

第3条は、再度の育児休業をすることができる特別の事情を定めたもので、同条第4号の改正は、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、単に3カ月以上経過した後、再度育児休業を取得できることとするものです。

次に、上から8行目になっていきます。

第5条の改正になりますが、第5条は、育児休業の承認の取り消し事由について規定したもので、職員以外の親が養育できることとなった場合でも、取り消し事由には当たらない

とする改正をしていきます。

次に、第9条の改正です。

第9条は、育児短時間勤務をすることができない職員についての規定になります。

育児休業と同様に、配偶者の状況にかかわらず、育児短時間勤務をすることができる改正をいたします。

次の第10条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情を規定したものです。

育児休業と同様に、夫婦が交互に養育をしたかどうかにかかわらず、最初の育児短時間勤務をした後、3カ月以上を経過した場合に、1年以内であっても、再度育児短時間勤務をすることができることとするものです。

次に、第13条の改正です。

第13条は、育児短時間勤務の承認の取り消し事由について規定したもので、職員以外の親が養育できることとなった場合でも、取り消し事由には当たらないこととする改正です。

次に、第19条の改正です。

第19条は、部分休業をすることができない職員についての規定です。

こちらも、配偶者の状況にかかわらず、部分休業をすることができるものとする改正になっていきます。

附則の1としまして、この条例は平成22年6月30日から施行いたします。

附則の2は、経過措置として、この条例の施行日前に職員が申し出ていた育児休業や育児短時間勤務による子を養育するための計画は、改正後の規定により職員が申し出た計画とみなすものです。

以上で説明を終わります。

No.21 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第38号について理事者より提案理由の説明を求めます。

平野市民生活部長。

No.22 ○市民生活部長(平野 隆君)

議案第38号 豊明市税条例の一部改正についてご説明をいたします。

この案を提出しますのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。

なお、机上に参考資料を配付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、1つ目、給与所得者及び公的年金等受給者の個人住民税の扶養親族申告書の提出が必要になったこと。

2つ目として、たばこ税の税率の変更。

3つ目として、証券税制で非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例の規定を設けること。

以上、3点が主な改正となります。

市民の方に直接関係しました点を中心にご説明し、字句の訂正など、内容の変更がない部分は割愛をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、内容の説明を行いますので、1枚目をおはねください。

まず、上から3行目の第21条、そして5行下の第30条の改正は、いずれも法改正による項ずれに対応したものであります。

その下、3行目の第35条の3の次に、次の2条を加えるとありますのは、非課税限度額の判定基準額の算定に扶養親族の数が用いられています。

その関係で、子ども手当制度の創設で、控除対象でなくなる扶養親族を把握するために、第35条の3の2では、給与所得者の扶養親族申告書を、給与支払者を經由して、また、次のページの中段にあります第35条の3の3では、公的年金等受給者の扶養親族申告書を、年金支払者を經由して、いずれも市長に提出する旨を規定したものであります。

次のページ、初めから4枚目になりますけれども、下から13行目の第46条、下から2行目の第48条、1枚はねていただきまして、5枚目になりますけれども、上から3行目の第52条の改正は、いずれも法改正による項ずれに対応したものでございます。

そのページの2行下の第87条の改正です。

これは、たばこ税の税率を、1,000本当たり1,320円増の4,618円に改正するものです。

さらに、その3行下の附則第16条の2の改正は、三級品たばこの税率を、1,000本当たり626円増の2,190円に改正をするものであります。

次の附則第19条の3の改正は、平成24年から上場株式等の20%本則税率化になります。

それに当たりまして、個人の株式市場への参加を促進するよう、非課税口座内上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置が創設されます。それに伴いまして、譲渡の所得計算の特例を規定したものであります。

続いて、1枚はねていただきまして、6枚目になろうかと思えます。

上から6行目の附則第20条の4及びその9行下の附則第20条の5は、いずれも「租税条約実施特例法」の名称が、「租税条約等実施特例法」に変更されたことによるものであります。

次からは附則であります。ここから最後のページまでは、それぞれの施行期日、経過措置を定めております。

施行日としましては、公布の日から施行します。

ただし、次の各号に掲げる規定は、そこに定められた日から施行するものであります。

主なものとして、第1条の1号 たばこ税の税率の変更は、平成 22 年 10 月 1 日。

それから、2号の扶養親族申告書の提出に関しては、平成 23 年 1 月 1 日。

3号の非課税口座内上場株式等に係る譲渡の所得計算の特例は、平成 25 年 1 月 1 日からであります。

次のページの第2条の市民税、また次の第3条の固定資産税に関する経過措置としましては、新条例の規定に関する部分は、平成 22 年度以後の年度分に適用がされます。

最後に第4条、市たばこ税に関する経過措置としまして、新条例の規定に関する部分及び手持ち品の課税は、平成 22 年 10 月 1 日から適用されます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

No.23 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 39 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

平野市民生活部長。

No.24 ○市民生活部長(平野 隆君)

議案第 39 号 豊明市都市計画税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出しますのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

内容の説明をしますので、次のページをお願いします。

附則第 16 項中の改正ですが、これは地方税法附則第 15 条 固定資産税等の課税標準の特例が規定されている中の項が削除されたことに伴い、その項ずれに対応するものがあります。

附則としまして、施行日は公布の日からであります。

以上で説明を終わります。

No.25 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 40 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田健康福祉部次長。

No.26 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

議案第 40 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明をいたします。

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、倒産、解雇などにより離職した

非自発的な失業者について、国民健康保険税を軽減するため必要があるからでございます。

それでは、改正の内容を順次ご説明いたします。

1枚、おめくりください。

本文3行目、4行目の改正ですが、これは地方税法第314条の2第2項で、基礎控除の33万円を定めていますが、これを簡素化して、33万円に改正するものでございます。

次に、第23条の次に第23条の2として、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例が新たに設けられ、倒産、解雇による離職や雇いどめなどにより離職された方は、前年の給与所得を100分の30とみなして算定するものでございます。

次に、第24条の2を第24条の3として、新たに特例対象被保険者等に係る申告として、第23条の2の特例を受ける場合は、離職理由等を記載した申告書を提出する必要がある、雇用保険受給資格者証など事実を証明する書類を提出することになりました。

次のページをお願いします。

附則第13項と第14項については、法の名称変更によるものでございます。

附則1としまして、この条例は公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用し、附則第13項及び第14項については、平成22年6月1日から適用するものです。

附則2としまして、この規定は、平成22年度以後の国民健康保険税について適用するものです。

以上で議案第40号の説明を終わります。

No.27 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第41号について理事者より提案理由の説明を求めます。

鈴木経済建設部次長。

No.28 ○経済建設部次長(鈴木重利君)

議案第41号 豊明市有料駐車場条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出するのは、豊明駅南月ぎめ駐車場の利用を開始するため必要があるからです。

次のページをごらんください。

豊明市有料駐車場条例の別表第1に次の項を加えます。

名称は豊明駅南月ぎめ駐車場、位置は豊明市阿野町三本木20番地1です。

別表第2を次のように改めます。

別表第2、第3条関係の区分の下段に、豊明駅南月ぎめ駐車場を追加します。

利用時間は終日です。

入出庫の取扱時間は終日です。

次に、別表第3に次の項を加えます。

駐車場名は豊明駅南月ぎめ駐車場、区分は1月、料金は1台につき6,000円です。

別表第4を次のように改めます。

別表第4、第12条関係の種類のうち、定期駐車券に豊明駅南月ぎめ駐車場を追加します。

区分及び料金は、1月、1台につき6,000円、3月、1台につき1万8,000円です。

附則として、この条例は平成22年8月1日から施行するものです。

以上でご説明を終わります。

No.29 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第42号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷消防長。

No.30 ○消防長(神谷清貴君)

議案第42号 豊明市火災予防条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

提案理由であります。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令、略して火気省令と申します。

そして、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令、これも略して住宅用防災機器設置維持省令と申します。

これら2つの総務省令の一部改正に伴い必要があるからでございます。

1枚、はねていただきます。

第8条の3関係は、燃料電池発電設備に移管する事項でございまして、先ほど申し述べました火気省令の一部改正に基づいて、個体酸化型燃料電池を新たに燃料電池による発電設備の一つとして定めるとともに、その位置、構造及び管理の基準を定めることとするものであります。

燃料電池については、既に3種類が条例で規定されておりますが、今回、新たに1つを追加するものでございます。

なお、現在のところ、本市には燃料電池発電設備はございません。

次に、第29条の5関係は、住宅用防災機器等の設置の免除に関する事項でございまして、先ほど申し述べました住宅用防災機器設置維持省令の一部改正により、引用する条項中に項ずれが生じたので、その整理をいたすものでございます。

なお、内容については変わりはありません。

附則といたしまして、この条例は平成22年12月1日から施行し、第29条の5関係は公布の日から施行するものでございます。

経過措置については、説明を省略いたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.31 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 43 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田行政経営部長。

No.32 ○行政経営部長(宮田恒治君)

議案第 43 号 豊明市一般会計補正予算(第2号)について説明をいたします。

1ページ、次をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,010 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 178 億 5,730 万 7,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうから説明していきますので、8ページ、9ページをお願いいたします。

中段の表になります。2款 総務費、税務総務費の公図デジタル化業務委託料 2,237 万円は、これは国の緊急雇用創出事業費補助金により、公図をデジタル化して、利便性を高めるために委託するものであります。

続いて、10 ページ、11 ページをお願いいたします。

これも中段の表になりますが、7款 商工費、商工総務費のバスターミナル整備工事費 442 万 4,000 円は、これは文化会館にひまわりバスの発着場を整備するものであります。

その下、8款 土木費、道路維持費の道路境界及び排水路図数値化データ作成業務委託料 948 万円と、次のページの 12、13 ページになりますが、4項の都市計画費の1目、都市計画総務費の建築・開発関係受付台帳デジタル化業務委託料 510 万 4,000 円と、その下の街路事業費の街路用地台帳作成業務委託料 148 万 8,000 円は、いずれも、これも国の緊急雇用創出事業費補助金により、紙ベースのデータをデジタル化して、利便性を高めるために委託するものであります。

それから、その下の5目になります都市下水路費は、これは下水道事業特別会計に歳入の見込みが生じたので、下水道事業特別会計繰出金 9,937 万 3,000 円を減額いたします。

10 款の教育費にいきます。

教育振興費のうち、7節 賃金 578 万 9,000 円は、説明の欄の一番下になります。社会人経験教員補助・特別支援員事業業務と定住外国人日本語教育推進事業業務、これは国の緊急雇用創出事業費補助金により補正をしていくものであります。

次の 14、15 ページをお願いします。

中段の表です。10 款 教育費、学校管理費の校舎等改修工事設計委託料 711 万円の増は、豊明中学校体育館の耐震工事をするための設計委託料となります。

13 款の諸支出金になります。財政調整基金費の財政調整基金積立金 9,003 万 6,000 円の増は、財政調整基金に積み立てるものとなります。

続いて、歳入の説明をいたしますので、4ページ、5ページをお願いいたします。

13 款 国庫支出金、教育費国庫補助金は、先ほど歳出で説明いたしました豊明中学校体育館の耐震工事をするための設計委託料に対する補助金であります。

14 款の県支出金、労働費県補助金の 4,505 万 8,000 円は、歳出のときにも説明いたしました緊急雇用に充てるための緊急雇用創出事業費の補助金であります。

以上で説明を終わります。

No.33 ○議長(矢野清實議員)

続いて、議案第 44 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

鈴木経済建設部次長。

No.34 ○経済建設部次長(鈴木重利君)

議案第 44 号 平成 22 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明します。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,705 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 5,285 万 3,000 円とするものです。

歳出よりご説明しますので、8ページ、9ページをお開きください。

2款1項1目、下水道台帳及び申請図書デジタル化業務委託料 1,705 万 3,000 円を計上いたします。

これは、緊急雇用創出事業として採択されたことによるものです。

3款1項2目、公共下水道築造事業、財源振替をするもので、汚水処理効率的整備に関する計画見直し業務の一部が、補助対象の内示を得たことによるものです。

4款1項1目、公債費元金償還事業、これも財源振替をするものです。

流域下水道維持管理費還付金の発生に伴うものです。

続きまして、歳入のご説明をしますので、4ページ、5ページをお開きください。

3款1項1目、一般会計繰入金は 9,937 万 3,000 円減額します。

この次にご説明する2つの歳入の発生に伴うものです。

5款2項2目、流域下水道維持管理費還付金として 9,857 万 3,000 円計上します。

境川流域下水道の維持管理に要する市町負担金に関する覚書に基づくものです。

7款1項1目、公共下水道事業国庫補助金として 80 万円計上します。

汚水処理効率的整備に関する計画見直し業務の一部が補助対象に内定したことによるものです。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

8款1項1目、緊急雇用創出事業費補助金として、1,705万3,000円計上します。
平成22年度事業として採択されたことによるものです。
以上で提案説明を終わります。

No.35 ○議長(矢野清實議員)

以上で日程7を終わります。

この際、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員派遣の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.36 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長をして議員派遣の件を朗読させます。

佐藤議会事務局長。

No.37 ○議会事務局長(佐藤政光君)

議員派遣の件。

平成22年6月7日

豊明市議会会議規則第159条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 友好自治体議員合同研修会

- (1) 派遣目的 住民交流の促進に係る行政施策の実情調査及び議員意見交換
- (2) 派遣場所 愛知県北設楽郡豊根村
- (3) 派遣期間 平成22年7月14日から7月15日(2日間)
- (4) 派遣議員 議員全員

以上であります。

No.38 ○議長(矢野清實議員)

ただいま、議題となっております友好自治体議員合同研修会への議員派遣については、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.39 ○15番(山盛左千江議員)

友好自治体議員合同研修会、豊根村議会との交流でございますけれども、豊根村と豊明市においては、大変長い間交流を続けてまいりました。

少し前になりますが、上松町との友好提携をしたときに、議員の交流がまた同じように始められたわけですが、そのときには全議員が行くのではなく、半分の議員が、すなわち議員全員のうちの議員が4年に1回、1期のうちに1回だけ現地に交流会ということで、研修会に参加するというような2分の1方式を決定いたしました。

その際、豊根村についても、同様に扱ってはどうかということで議論をいたしましたが、それは実らずという状況にあります。

私たち市政改革の会といたしましては、この経費が、全員が行きますと、36万7,500円必要になりますけれども、2分の1方式にすれば、17万5,000円削減できるということもありますので、上松方式と同様に、2分の1でいいというふうに判断しております。

今回の派遣についても、そのように取り扱うべきだという考えを持っておりますので、この議員派遣については反対の立場をとらせていただきます。

以上です。

No.40 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.41 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

友好自治体議員合同研修会への議員派遣については、豊明市議会会議規則第159条の規定により、実施することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.42 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、議員派遣については、お手元の資料のとおり実施することに決しました。

さらに、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣につきましては、その後の情勢の変化等により変更を生じた場合は、その取り扱いについて議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.43 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま可決されました議員派遣について、変更が生じ

た場合の取り扱いについては、議長に一任と決しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明6月8日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時14分散会

copyright(c) Toyoake City.